

所管部課	政策経営部 企画政策課	部長	中山 仁																									
件名	東大和市立中央図書館へのネーミングライツの実施について																											
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項																							
関係事項	条例規則																											
	部課機関	教育部中央図書館																										
<p>1. 要 旨</p> <p>中央図書館におけるネーミングライツは、命名権者に企業名や商品名等を冠した施設の愛称を命名する権利を付与する代わりに、その対価として新たな財源を確保し、持続可能な施設運営を行うとともに、対象施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的として実施する。</p> <p>(1) 施設概要及び利用状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">建 物</td> <td>所在地</td> <td>東大和市中心3丁目930番地</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,690㎡</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>階 層</td> <td>地下1階、地上2階、塔屋</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>昭和58年12月15日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所 蔵 数(令和7年3月31日時点)</td> <td>321,777冊</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">利用状況 (令和7年3月31日時点)</td> <td>年間貸出者数(延べ)</td> <td>102,568人</td> </tr> <tr> <td>1日当たり貸出者数</td> <td>373人</td> </tr> <tr> <td>年間貸出冊数</td> <td>327,270冊</td> </tr> <tr> <td>1日当たり貸出冊数</td> <td>1,146冊</td> </tr> </table> <p>(2) 愛称使用期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）</p> <p>(3) 愛 称 の 例：東大和市〇〇〇〇中央図書館、〇〇〇〇東大和市中心中央図書館</p> <p>(4) 命 名 権 料：年額1,000,000円以上（消費税含む）</p>						建 物	所在地	東大和市中心3丁目930番地	延床面積	2,690㎡	建物構造	鉄筋コンクリート造	階 層	地下1階、地上2階、塔屋	竣 工	昭和58年12月15日	所 蔵 数(令和7年3月31日時点)		321,777冊	利用状況 (令和7年3月31日時点)	年間貸出者数(延べ)	102,568人	1日当たり貸出者数	373人	年間貸出冊数	327,270冊	1日当たり貸出冊数	1,146冊
建 物	所在地	東大和市中心3丁目930番地																										
	延床面積	2,690㎡																										
	建物構造	鉄筋コンクリート造																										
	階 層	地下1階、地上2階、塔屋																										
	竣 工	昭和58年12月15日																										
所 蔵 数(令和7年3月31日時点)		321,777冊																										
利用状況 (令和7年3月31日時点)	年間貸出者数(延べ)	102,568人																										
	1日当たり貸出者数	373人																										
	年間貸出冊数	327,270冊																										
	1日当たり貸出冊数	1,146冊																										
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年10月17日 理事者・関係者調整 （今後の予定）</p> <p>令和7年11月17日～21日 市議会議員、教育委員会委員等への情報提供</p> <p>令和7年11月25日～12月3日 ネーミングライツ・パートナー募集要項配布</p> <p>令和7年12月15日～19日 応募書類受付</p> <p>令和7年12月22日 ネーミングライツ・パートナー選定審査委員へ資料配布</p> <p>令和8年1月14日 ネーミングライツ・パートナー選定審査委員会開催</p> <p>令和8年2月中旬 交渉権者と協定締結</p> <p>令和8年4月1日 愛称使用開始</p>																												
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>愛称は、市民に親しまれ、かつ、対象施設の設置目的にふさわしいものとする。</p>																												
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに市議会議員等への情報提供を実施し、事業を進める。</p>																												
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>																												